

北海道がん対策基金 令和8年度助成事業募集のお知らせ

北海道がん対策基金では、北海道がん対策推進条例及び北海道がん対策推進計画における施策の推進に寄与し、北海道におけるがん対策のより一層の向上に資する事業に対し助成いたします。

助成の対象となる事業（営利目的の事業を除く）

(1) がん検診受診促進事業 がん検診受診率向上のための広報活動等を行う事業	具体例) 各種がんに関する普及啓発、受診促進のイベント・講演会の実施など
(2) がん教育推進事業 がん教育等を学校で行うため、学校への専門医などの派遣や講師の育成等を行う事業	具体例) 学校等における AYA 世代を対象としたがん教育の実施など
(3) がん患者等相談支援事業 ピアサポーターなどによる患者やご家族の方々の療養生活や就労の相談等を行う事業	具体例) 難治性がん、希少がん患者等を対象とした相談等のサポート事業の実施など
(4) がん情報提供事業 がんの知識や理解を深めるためのイベントの開催、啓発資料の作成、地域の療養施設の情報提供等を行う事業	具体例) 小児がん、AYA 世代のがんや高齢者のがんなど、年代に応じたイベントの実施など

※ 「(1) がん検診受診促進事業」については、市町村が実施する 広報誌、パンフレット、ポスター、有線放送、インターネット等を活用し、がん検診の意義、対象となる者の範囲、事業の内容、実施期日、実施方法その他必要事項について、地域の住民に周知する事業を除く。

主な応募資格

北海道内に活動拠点を置き、道内を中心に活動を展開しており、以下の要件を満たす団体とします。

(1) 次のいずれかに該当する団体

- 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）又は特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）により設立された法人又はその他の法人で、北海道内に事務所を有している法人
- 法人格は有していないが、以下の要件を全て満たしている団体
 - ・ 定款、寄付行為又は規約等を有し、団体としての意思決定により事業執行ができる組織体制が確立していること。
 - ・ 独立した経理の機能が確立していること。
 - ・ 団体活動の本拠として事務所を北海道内に有していること。
 - ・ 代表者が明らかであること。
- 市町村

(2) 本要領の目的及び内容を理解し、誠実に事業を推進することに同意する団体

助成金額

1 事業当たりの金額は**最大 50 万円**とします。

ただし、提出書類を審査のうえ、助成の可否を決定しますので、審査の結果、助成金額が申請額を下回る場合や、交付されない場合があります。十分にご理解のうえ、応募をお願いします。

- ※ イベント等の参加料など事業実施に伴う特定の収入がある場合は、その額を限度に助成対象経費から控除します。
- ※ 助成金は、1,000 円未満の端数を切り捨てた額とします。

助成対象経費

（令和 7 年度北海道がん対策基金助成金募集要領より抜粋）

助成の対象となる経費は、**事業の実施に要する経費**となります。

なお、次の経費は対象外となります。詳細は事務局までお問い合わせください。

主な助成対象外経費

- ・ 食事代・菓子代
- ・ 助成を受ける団体会員の人件費
- ・ 助成を受ける団体運営費（会報等の印刷費、定例会の会場使用料、事務所の維持費等）
- ・ 助成を受ける団体会員のみを対象とした定例会などの会議に要する費用

※ 当該年度内に経費支出が完了しないものや、領収書等により支払いの証明ができない経費は対象外です。

※ 原則、交付決定前に支払った経費は助成対象外ですが、やむを得ない事由により交付決定前に支払われた「使用料・賃借料」に該当する経費については、助成対象経費と認められる場合があります。当該費用を助成対象経費に含

めて申請したい場合は、事前に事務局までご相談ください。

申請受付期間(予定)

令和7年9月1日(月)～令和7年11月28日(金) 必着

申請方法

次の書類を郵送(又は持参)により、事務局まで提出してください。

※ 電子メールアドレスを保有している団体においては、当該申請書のデータも併せて事務局へ提出してください。

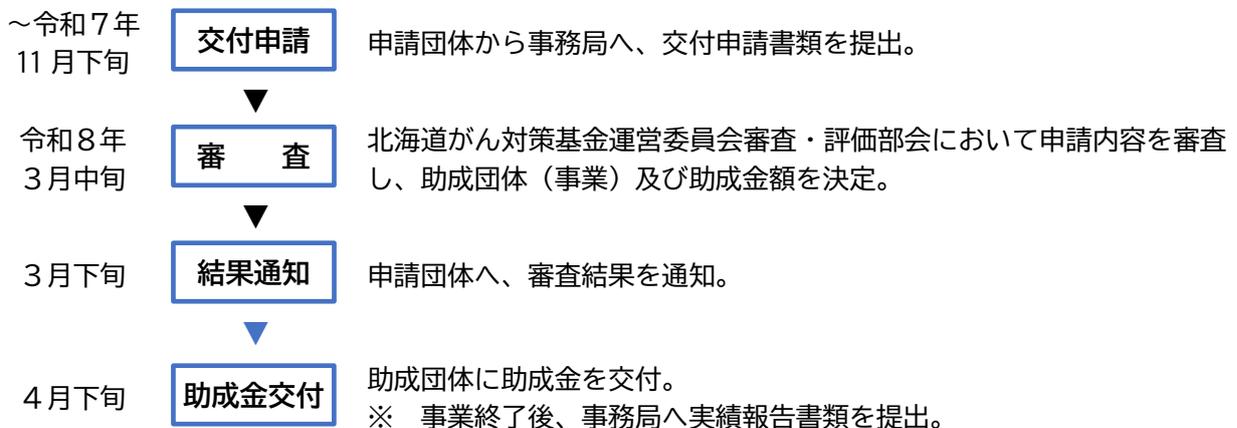
提出書類

- ア 北海道がん対策基金助成金交付申請書(様式第1号)
- イ 団体及び事業計画の概要(別紙1)
必要に応じ事業説明補助資料も併せて提出すること。
- ウ 収支予算書(別紙2)
- エ その他会長が必要と認める書類

注意事項

- 申請にあたっては、「北海道がん対策基金助成金交付要綱」や「令和8年度北海道がん対策基金助成金募集要領」等の規程をよくお読みください。
- 一つの団体につき、事業種別ごとに1事業とします。
- 申請に際して提出していただいた書類は返却できません。また、提出後の修正には応じられません。
- 選考内容に関わるお問い合わせには、応じられません。
- 助成金の交付を受けた場合、事業の事前周知や事業実施日、ホームページ等において、北海道がん対策基金から助成金の交付を受けていることを紹介するとともに、参加者へのアンケート調査を実施願います。

交付までの流れ



助成事業ホームページ

<https://hokkaido-taigan.jp/donate/subsidize/>



助かる命 助ける絆
北海道がん対策基金



お問い合わせ先(事務局)

公益財団法人北海道対がん協会 経営管理部企画課
〒065-0026 札幌市東区北26条東14丁目1番15号
電話：011-748-5518
メール：office@hokkaido-taigan.jp